

## 第3章

### ASEAN 金融統合と銀行の動向

#### —域内進出を重視するシンガポール・マレーシア・タイの銀行—

清水 聡

要約：

ASEAN 経済共同体（AEC）の構築に伴って ASEAN 金融統合が政策的に進められており、その一環として適格 ASEAN 銀行（QABs）を相互認証するプロセスが進んでいる。しかし、これがどれだけ実効性を伴うものとなるかは不透明である。

リーマン・ショック後に欧州の銀行が弱体化してアジアでの活動を縮小したのに対し、域内の銀行がこれにとって代わる動きをみせたが、これを主に担っているのは域内の主要国（日本・中国など）の銀行であり、ASEAN ではシンガポール・マレーシア・タイの上位行に限られる。今後、ASEAN 地域を重視するこれらの銀行による域内での拠点開設や国内銀行への出資・買収が一層拡大することが予想される。

特に、経済成長の余地が大きい一方、金融サービスの供給が不足しているフィリピン・インドネシア・CLMV 諸国などが主な進出先となる。CLM 諸国の金融システムの拡大は、とりわけ急速である。これらの国では、リテール・ビジネスを中心に競争が激化すると考えられ、フィンテックの活用による金融包摂の促進や金融サービスの向上が重要なポイントとなろう。

今後、経済統合が進んで銀行統合が加速する可能性は高いが、国ごとの金融発展度の格差は大きく、これを放置すれば競争激化の中で金融不安定化のリスクが高まるであろう。こうした中、QABs の枠組みの構築を着実に進めるとともに、域内の銀行の国際競争力を高めることが重要と考えられる。

キーワード：

ASEAN 金融統合 適格 ASEAN 銀行 邦銀 主要銀行の域内展開戦略

はじめに

本章では、ASEAN 諸国の銀行の域内統合に向けた動向について現状把握を試みる。これには、ASEAN 経済共同体（以下、AEC）の構築に伴う域内金融統合に向けた政策的な動きと、各国の銀行による実態的な動きがある。両者を詳細にとらえ、それぞれの進展度合いを評価するとともに、今後の展望を試みるのが本稿の主な課題である。

構成は以下の通りである。第1節では、途上国の銀行による海外進出の動向に関する BIS の先行研究の内容を紹介する。第2節では、ASEAN 金融統合の政策的進展について述べる。第3節では、BIS データを利用した分析により、アジアにおいて域内銀行統合が進んでいることを指摘した上で、邦銀のアジア・ビジネスの拡大に触れる。第4節では、ASEAN 諸国の銀行の域内における拠点開設動向と各国の国内銀行に対する出資比率規制についてみた上で、シンガポール・マレーシア・タイの主要行による ASEAN 域内への進出動向について個別に述べる。第5節では、再び BIS データにより ASEAN 各国における外国銀行のプレゼンスを確認するとともに、外国銀行の進出を受け入れる立場での各国の事情に関してフィリピンの事例を中心に説明する。

## 第1節 途上国の銀行による海外進出の動向：BIS の先行研究から

BIS [2014]では、世界各地域の途上国に対する海外の銀行の進出動向を、途上国の銀行による進出を中心に分析している。アジアについて検討する前に、全体的な把握を行う観点からこの論文の要点を紹介する。

### 1. 途上国の銀行による途上国への進出の現状

#### (1) 世界の途上国地域における域内金融統合の進展

BIS の統計によると、途上国に対するクロスボーダーの銀行信用は、2012 年までの 10 年間に 3 倍近くに増加した。特に増加したのは中国・ブラジル・ロシア向けの融資であるが、信用残高の約半分はアジア太平洋地域に対するものとなっている。

リーマン・ショック以降、途上国に対して同一地域内の諸国（先進国・途上国の双方を含む）の銀行による信用が拡大する傾向がみられ、域内銀行統合が進んでいるといえるが、その傾向はアジアで特に顕著である。非金融企業に対する銀行信用におけるクロスボーダーの信用の比率はアジアでは 3%未滿と非常に小さいものの、融資を行う銀行側からみると、アジア太平洋地域に本拠を置く銀行は域内に対する融資の比率を顕著に上昇させている。これとは対照的に、ユーロ圏の銀行のアジア向け比率は大幅に低下している。

東南アジア諸国（インドネシア・フィリピン・タイ・ベトナム）では、域内の銀行からの

信用の比率は特に高く、海外からの銀行信用に占める域内からの比率は 25～50%、各国の信用全体に占める比率は 5～10%となっている。

#### (2) 途上国の銀行による海外進出の拡大

リーマン・ショック以降、途上国経済の好調とともに途上国の銀行の相対的な地位が上昇した。途上国地域から欧米の銀行が戦略的に撤退し、そこに途上国の銀行が進出する力を持つようになった。先進国の銀行の業務縮小により、途上国では国内銀行による融資のウェイトが高まるとともに、他の途上国から銀行が進出するようになった。このため、途上国における外国銀行の活動の中で途上国の銀行の占めるウェイトが上昇した。

ただし、受け入れ国の金融システム全体に占める途上国の銀行のプレゼンスは、まだそれほど大きなものではない。

また、世界金融危機によって大きなダメージを受けなかった日本やオーストラリアの銀行が、アジアにおける存在感を高めている。オーストラリアの銀行は、シンガポール・香港・中国・フィリピン・ベトナムなどで融資を拡大している。これは主に域内でオーストラリア企業が貿易や投資を拡大していることによるが、リテール業務の拡大もみられる。邦銀の動きについては後述する。

#### (3) 途上国の銀行の海外ビジネス拡大を促進している要因

途上国の銀行の海外ビジネス拡大を促進している要因は、従来の先進国の銀行の場合と基本的に同じである。第1に、自国の企業が海外進出した場合、あるいは自国の国民が海外に移住した場合に、彼らに金融サービスを提供するためである。第2に、自国市場が飽和気味となっている場合に、海外進出によって新たな収益機会を求めるとともにリスク分散を図るためである。

企業や個人が海外に進出・移住する背景として、文化的・地理的に関係が密接であることが関係している場合が多い。地理的に近ければ相互に貿易・投資が拡大しやすく、銀行取引も生まれやすい。グローバルに進出を図る先進国の銀行とは対照的に、途上国の銀行は域内進出を優先しやすいと考えられる。

途上国の銀行による銀行買収をみても、同一地域内で行うことが大半である。例えば、マレーシアやシンガポールの銀行は、買収の多くを東南アジア地域で行っている。これに対し、中国・韓国・インドの銀行は、相対的にグローバルな志向を有しているようである。また、買収の規模は一般的にはそれほど大きくないが、マレーシアやシンガポールの銀行は、自らのバランスシートに比較してかなり大きな買収も行っている。

#### (4) 海外業務の収益性の低下

海外業務の収益性の低下が課題となっている。かつては、進出先の国における金融危機後の金融自由化の動き、あるいは国内銀行の弱体化などから、大規模な進出によって高収益を

得ることができた。しかし、今や途上国の国内銀行の競争力は向上しており、進出先に大きな収益機会を見出すことは難しくなった。

とはいうものの、進出元の国内における収益機会も少ない場合が多いため、今後も途上国の銀行による海外進出は拡大していく可能性がある。特に、進出先が小規模な後発途上国であれば、そこに収益機会が見出せる場合がある。アジアでいえば、ベトナムやカンボジアなどがそういった国に該当すると考えられる。

## 2. 域内金融統合進展のベネフィットとリスク

### (1) 期待されるベネフィット

それでは、外国銀行の参入を受け入れる国にとってのベネフィットとリスクはどのようなものであろうか。まず、ベネフィットから考える。

第1に、外国銀行の参入により、借り入れ可能な資金が増加する。外国銀行の質が高いことにより、資金配分の効率性が改善する可能性もある。ただし、中小企業は信用力の不透明さなどのために外国銀行から資金を得ることは難しい。

第2に、外国銀行が貿易金融やクロスボーダーの企業融資などを拡大することにより、貿易・投資面の域内統合を促進する。また、証券業務関連のサービスを提供し、域内の資本市場の発展に貢献することも考えられる。

第3に、外国銀行の優れた金融技術が波及し、国内銀行の水準が向上する。ただし、これはすでに多くの国で実現しており、この効果が期待できるのは主に後発途上国の場合となっている。後発国においては、進出した銀行が規制改革を提案することもある。

第4に、進出する銀行側からみれば、業務の多様化によるリスク分散が可能となる。ただし、前述の通り、途上国の銀行は近隣諸国に進出することが多く、景気循環の類似性も予想されるなど、多様化のベネフィットは限定的かもしれない。また、受け入れ国側からみても、外国銀行の参入は異なる行動形態を持つ経済主体の導入を意味し、リスク分散につながる可能性がある。

### (2) 懸念されるリスク

一方、懸念されるリスクとして以下のものがある。第1に、競争の激化がリスクのプライシングをゆがめる懸念がある。第2に、外国銀行が突然引き揚げた場合、融資の減少につながる。ほかにも、多様な経路で外国銀行の母国のリスクが波及することがありうる。リスクが増幅され、大規模な危機に結びつく懸念もある。

外国銀行の進出規模は今のところ小さいため、これらの影響が深刻化することは考えにくいものの、小規模な途上国が特定国の銀行に依存するようなことがあれば、リスクは高まる。

こうしたリスクの顕在化を防ぐためには、受け入れ国における金融市場インフラや規制監督体制の整備、進出する銀行のリスク管理体制の改善、危機の波及を回避するための地域の共同監視・セーフティネットのメカニズムなどが必要となる。

このように、銀行統合は理論上は効率性・安定性の両面で好ましい効果をもたらすことが多いと考えられるが、実際には競争の激化によってリスクが高まることも予想され、その意味で難しい取り組みであるといえよう。

## 第2節 ASEAN 金融統合の政策的進展

### 1. ASEAN 金融統合の基本方針と目的

ASEAN の金融資本市場は整備が大きく進んだものの、相対的には小規模であり、外的ショックに対して脆弱である。また、そのことを反映した資本取引規制の存在が、域内金融統合の進展を阻んできた。このため、域内金融統合の進展は緩やかであり、実体経済の統合の水準に比較すれば遅れているといえる（表1）。

ASEAN 金融統合においては、国内金融サービスと資本取引の自由化を進め、さらに規制の調和等によって ASEAN 全体の金融資本市場の統合を図ることが基本方針とされている。すなわち、「自由化と調和による統合の実現」ということである。これにより、単独では小さい ASEAN 諸国の金融資本市場が、規模の経済を得ることができる。また、域内市場相互間の競争により、金融システムや金融機関の強化が促される。さらに、こうした強化によって資金配分が効率化し、域内における各国およびクロスボーダーのさまざまな経済活動に

表1 アジアの域内金融統合の状況

	アジアのクロスボーダー資産			
	2010年		2015年	
	残高(兆ドル)	域内比率(%)	残高(兆ドル)	域内比率(%)
債券	3.6	12.1	3.6	16.7
株式	1.9	24.9	3.2	20.0
直接投資	2.5	35.3	3.6	39.4
銀行	3.4	16.3	4.4	22.1
合計	11.4	20.6	14.6	24.6

	アジアのクロスボーダー負債			
	2010年		2015年	
	残高(兆ドル)	域内比率(%)	残高(兆ドル)	域内比率(%)
債券	1.7	25.7	2.3	27.0
株式	2.9	16.6	3.7	17.4
直接投資	4.9	42.8	6.9	44.3
銀行	2.1	19.2	2.3	23.0
合計	11.5	29.5	15.1	31.9

(注)アジアは、データが入手できるADB加盟48カ国。

(資料) Asian Development Bank, *Asian Economic Integration Report 2017*, p.38,p.39.

対し、適切な金融サービスが提供されることになる。以上により、域外の資本や金融システムに対する依存度を引き下げ、「域内の貯蓄を域内の投資に充当する」ことが域内金融統合推進の目的である。

## 2. ASEAN 金融統合の経緯と適格 ASEAN 銀行 (QABs)

### (1) ASEAN 金融統合の経緯

ASEAN 金融統合を推進するイニシアティブは、2003 年に ASEAN 財務大臣会合において承認された Roadmap for Monetary and Financial Integration (RIA-Fin) によっている (図 1)。これに基づき、AEC ブループリントに詳細な計画が示され、①金融サービスの自由化 (Financial Services Liberalization, FLS)、②資本市場の整備・統合 (Capital Market Development and Integration, CMD)、③資本取引の自由化 (Capital Account Liberalization, CAL)、を行うこととした。これらは「単一の市場・生産基地」を目指すための項目の一部として位置付けられ、「統合され円滑に機能する地域の金融システム」を実現することが目標とされている。

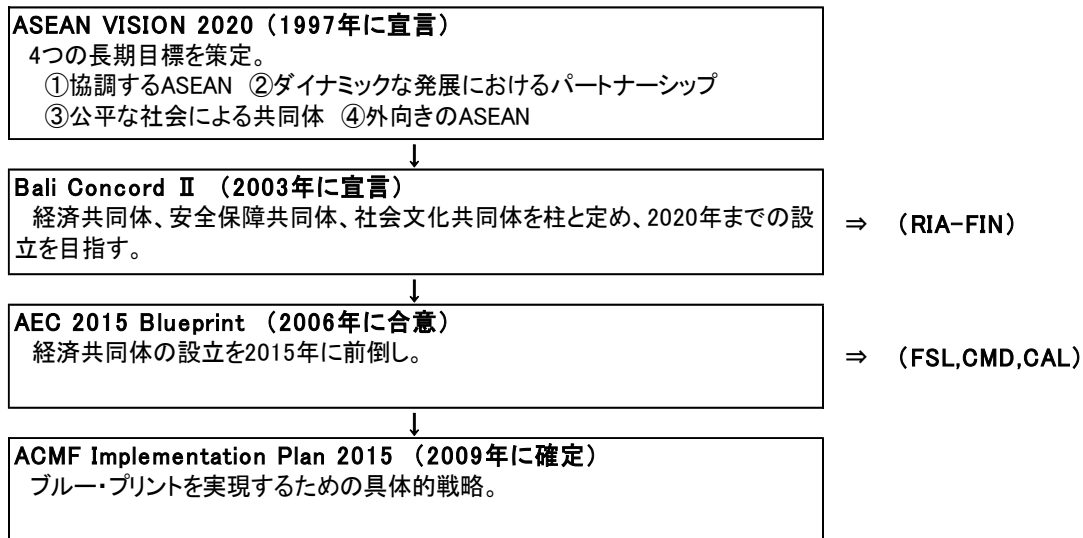
2011 年 4 月、ASEAN 諸国の中央銀行総裁により、ASEAN 金融統合枠組み (ASEAN Financial Integration Framework, AFIF) が策定された。これは、AEC を目指す中での金融自由化・統合のアプローチの全体像を示したものであり、2020 年までにある程度統合された (semi-integrated) 金融資本市場の確立を目指すとしている。

このうち、金融サービスの自由化は、ASEAN 諸国の銀行・保険会社・投資会社が域内の他国でサービスを提供することを認めるものである。これは、サービス全体の自由化の枠組み (ASEAN Trade in Services Framework Agreement on Services, ATISA) の中で行われている。また、サービスの自由化は自由貿易協定 (FTA) の中でも議論されており、AFIF の一部である WC-FSL (金融サービス自由化のための作業委員会)<sup>1</sup>はそこにも参加している。

---

<sup>1</sup> 各国の金融サービス自由化の内容については作業委員会 (Working Committee on Financial Services Liberalization, WC-FSL) において交渉が行われている。交渉は第 7 次まで終了している。金融サービスの自由化は、交渉の進捗という意味では、保険分野を含め着実に進展しつつある。

図1 ASEAN統合のプロセス



(資料)Singh [2009] より作成

(2) 適格 ASEAN 銀行 (QABs)

以上の動きの中で、銀行に関しては、競争力等の面で一定の水準に達した Qualified ASEAN Banks (以下、QABs) を認定し、地場銀行と平等な扱いを受けさせることを目指している。QABs を認めるための枠組みとして、上記の AFIF と同時に ABIF (ASEAN Banking Integration Framework) が作られている (表 2)。ABIF の柱は、①健全性規制の原則の調和、②金融安定のために必要なインフラ (マクロプルーデンシャル政策、危機管理政策、預金保険など) の構築、③BCLMV 諸国への能力構築プログラムの供与、④QABs の基準の決定、の 4 つとされ、それぞれを担当する作業グループ (WG) が組成されている<sup>2</sup>。QABs は強固で優れた経営が行われている銀行であり、ASEAN 域内に本部を有するとともに域内諸国の国民が過半を所有していなければならない。

<sup>2</sup> なお、2014 年 12 月、ASEAN 中央銀行総裁会合において、ABIF のガイドラインに対する署名が行われている。

表2 ABIFに関する内容

目的	ABIFの目的は、域内の金融安定を維持しつつ、ASEAN銀行統合を進めることにある。ABIFはASEAN諸国がより大きな市場アクセスとオペレーションの柔軟性を有するQABsの資格を与えるための平等な2国間協定を結ぶ基礎を築く。
市場アクセス	ASEAN域内での銀行サービスに対し、市場アクセスに関する1つ以上の制約を解消する能力
オペレーションの柔軟性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・QABsは、ホスト国の国内銀行と類似(similar)の扱いを受けられる。</li> <li>・オペレーションの柔軟性とは、ビジネスの範囲、金融商品・サービスの供給、その他2国間で合意した内容に関するものを意味する。</li> </ul>
平等な(reciprocal)アレンジメント	規制緩和の程度は、平等性(reciprocity)に基づいて交渉される。その意味は、関係者の間で相互にベネフィットがあり受け入れ可能であるということである。

(資料)Kurniati [2016]

また、上記の作業グループに加えて、統合に伴うリスクを最小化するために地域的な監視・監督機能が不可欠となる。この点では、域内当局間の協力関係の緊密化が求められるとともに、ASEAN+3の枠組みの中で進められているAMROやCMIM(Chiang Mai Initiative Multilateralization)が一定の役割を果たすことが期待される。

Asian Development Bank [2013]は、金融サービスの自由化を3つの要素に分けて説明している。第1に、QABsの枠組みにより、ASEAN諸国の銀行の域内他国への進出を認めることになる。QABsの資格は、受け入れ国の懸念を払拭すべく、厳しい健全性基準を満たすものである必要があり、これを満たす域内の銀行はそれほど多くはない。この基準は各国の銀行が目指すべきものであると同時に、当局が健全性規制を構築する際の目安となる。第2に、参入した銀行は、地場銀行と平等な扱いを受ける必要がある。第3に、この枠組みを機能させるために、各国の銀行規制は調和に向かう必要がある。また、各国の金融インフラ(格付け機関、信用保証のファシリティ、銀行間市場など)が整備されている必要がある。整備されていない国では能力構築が優先事項となり、そうした国ではQABsの受け入れはその後ということになる。したがって、枠組みの適用は各国同一のタイミングではできない。域内の先進国から後発国への金融技術支援が不可欠である。すなわち、受け入れ側となるためにも条件があるということである。

ASEAN諸国への外国銀行の進出は、これまで主に域外の銀行によって行われてきた。その状況は変化しつつあるが、域内の銀行の規模は小さく、QABsとなるのは当面、少数の銀行にとどまると考えられ、統合の進展は緩やかなものとなろう。EUにおいてみられたような、包括的な銀行統合が短期的に実現する可能性は低い。ただし、アジアの金融システムは銀行中心であり、金融統合においても銀行統合が核となろう。



### 3. 域内銀行統合の最近の進展状況

#### (1) AEC ブループリント 2025

2015年12月末のAEC設立を目前に控えた同年11月、向こう10年間の統合計画を示したAECブループリント2025が発表された。

この中で、金融部門に関する計画は「金融統合、金融包摂、金融安定」（第16～18項）において述べられており、金融部門が包摂的で安定的であることが域内経済統合の鍵になるという観点から、金融統合に加えて金融包摂および金融安定が強調される形となった。また、これらに関連する共通分野として、資本取引の自由化、決済システム整備、能力構築が追加され、検討されている。

このうち、金融統合に関する部分の内容は、2007年のAECブループリントに沿って開始された取り組みに引き続き注力していくことを示したものとなっている（表3）。

すなわち、金融サービスの自由化については、ATISAに基づいて進める。この自由化は、域内の金融市場を統合するためのプラットフォームとして機能する。

銀行統合に関しては、ABIFを通じてQABsにより大きな市場アクセスと運営上の柔軟性を与える。これは、各国の準備ができていることを前提とした相互に平等なものである。ABIFに基づき、ASEAN各国は2国間でのアレンジメントによりQABsの枠組みを作り上げていくことになる。これにより、ASEAN全域で市場アクセスと運営上の柔軟性に関するギャップを縮小する、としている。

なお、「相互に平等」（reciprocal arrangement）とは、「受け入れることが可能であり、相互にベネフィットがある」という意味である。進出する側は一定の競争力を備えた後に意欲を持って進出するのであるから、受け入れ側のベネフィットがより大きな問題となろう。したがって、金融発展度の格差を縮小することが重要な焦点になると考えられる。

表3 域内金融統合を進めるための戦略的手段（AECブループリント2025第17項の一部）

a.	ATISAを通じて金融サービス部門をさらに自由化し、域内の金融市場をリンクさせるためのプラットフォームとして機能させる。
b.	ABIFの枠組みにより、QABsにより大きな市場アクセスと経営上の柔軟性を与える。ただし、各国の準備状況を考慮し、相互に平等（レシプロカル）なものとする。これにより、市場アクセスと経営上の柔軟性に関して域内に格差が生じないようにする。
c.	AIIF（ASEAN保険統合枠組み）を通じて保険市場のさらなる浸透を図る。その際、リスク分散、引き受け能力、規制監督枠組みなどの改善に留意する。
d.	資本市場のさらなる深化・統合を図る。具体的には、域内投資を促すとともに発行体や投資家がクロスボーダー市場の利用を増やすことを目的とした清算・決済・預託機能のより緊密なコネクティビティを目指す。これは、ASEAN資本市場インフラ（ACMI）ブループリントの目的に即している。また、コネクティビティがもたらす利益はすべての加盟国がシェアしなければならない。
e.	国債・社債市場の発展を促進し、銀行システムからリスクを分散させるとともに、貯蓄を持つ者により大きな投資機会を与える。

（資料）ASEAN Secretariat [2015]

## （2）戦略行動計画

2016年4月4日、第2回ASEAN財務大臣中央銀行総裁会合（AFMGM）がラオスのビエンチャンで開催された<sup>3</sup>。ここで域内金融統合・協力の進捗状況が確認され、「ASEAN金融統合に向けた戦略行動計画2025」（The Strategic Action Plans for ASEAN Financial Integration 2025）が採択（endorse）された。この計画では、2025年までの10年間で2016～2017年、2018～2019年、2020～2021年、2022～2025年に分け、金融統合・包摂・安定に関する目標（Targets）と方法（Milestones）を定めている。

このうち、QABsの枠組みの構築に関しては、各国が2025年までに少なくとも2つのABIFアレンジメントを完結させ、少なくとも2行のQABsを確立することを目標としている（表4）。なお、金融統合に関するその他の課題である資本市場の統合、決済システム整備、資本取引の自由化などに関しても、同様に目標と方法が定められている。

<sup>3</sup> 同時に、第20回ASEAN財務大臣会合、第12回ASEAN中央銀行総裁会合も開催された。

表4 AEC 2025 金融統合に向けた戦略的行動計画(2016-2025年)からの抜粋

最終目標	政策行動	2016-2017	2018-2019	2020-2021	2022-2025
<b>金融統合</b>					
ASEAN域内の貿易・投資を促進するためにQABsの役割を拡大する。	ABIFの下で協定を締結する。	<b>ターゲット</b>			
		ABIFの下でのアレンジメントの進捗をモニタリング・報告するガイドライン	少なくとも2つのABIFアレンジメントを完了させ、少なくとも2行のQABsを設立する。	少なくとも2つのABIFアレンジメントを完了させ、少なくとも2行のQABsを設立する。	
		<b>マイルストーン</b>			
		ABIFの下でのアレンジメントの進捗をモニタリング・報告する仕組みのガイドラインを作成する。  基本的な域内指標を決定する(例えば、QABsを通じた域内貿易・投資フロー、中小企業金融への貢献など)。	ABIFの下でのアレンジメントの進捗をモニタリング・報告するガイドラインを実施する。	域内指標の進捗を評価する。	ABIFのレビューを行う。
		ABIFのガイドラインの下で少なくとも2件の交渉を開始する。		ABIFのガイドラインの下で少なくともさらに2件の交渉を開始する。	

(資料) ASEAN ECONOMIC COMMUNITY 2025 STRATEGIC ACTION PLANS (SAP) FOR FINANCIAL INTEGRATION FROM 2016-2025

### (3) 実際の進捗状況

前述の通り、QABsの枠組みの構築に向けた実際の活動は、2国間のアレンジメントを積み重ねることによって行われている。AECブループリント2025が発表されて2年余りが経過したが、この間に、ASEAN諸国のうちインドネシア・マレーシア・フィリピン・タイの4カ国の間では2国間(組み合わせは6通り)の合意が何らかの形で成立している。具体的には、以下の通りである<sup>4</sup>。

マレーシア=タイ：2016年3月14日、中央銀行間で、QABsに関する2国間協定の基本合意書(Heads of Agreement, HOA)に署名した。

マレーシア=フィリピン：2016年3月14日、中央銀行間で、QABsに関する2国間協定の基本合意書(HOA)に署名した。そこでは、両国それぞれ3行までが相互に参入可能であるとされた。さらに、2017年4月6日、両国はQABsに関する交渉完了宣言(Declaration of Conclusion of Negotiations)に署名した。これは、QABsの進出を可能とする合意である。

マレーシア=インドネシア：2014年12月31日、両国の中央銀行およびインドネシアの金融監督庁(OJK)の間で、QABsに関する2国間協定のHOAに署名した。さらに、2016年8月1日、マレーシア中央銀行とOJKは、先に締結したHOAを具体的な行動に結びつけることを可能とするため、2国間協定に署名し、相互に3行にQAB資格を認可することで合意した。

<sup>4</sup> 伊藤・奥田[2016]、各種報道等による。

また、2016年4月には、両国間で金融監督を強化するための覚書（Memorandum of Understanding, MoU）が締結されている。これは、金融監督に関する多岐にわたる協力・調整をカバーするものである。

2017年7月には、インドネシア最大手のマンディリ銀行がマレーシアからQAB資格を与えられることになった。同行は、現状では送金事務所にとどまるマレーシアでの業務を通常の銀行業務に拡大する方針を示している。

タイ＝フィリピン：2017年4月6日、中央銀行間で、ABIFに沿った2国間の議論を開始するための趣意書（Letter of Intent）に署名した。2国間の議論は、両者にとっての機会と共通の利害を探るためのものとなる。

タイ＝インドネシア：2016年3月31日、タイ中央銀行とOJKの間で、QABsに関する2国間協定に向けた趣意書（Letter of Intent）に署名した。

フィリピン＝インドネシア：2017年6月4日、フィリピン中央銀行とOJKはABIFに関する趣意書（Letter of Intent）に署名し、交渉を開始した。OJKは、年内に交渉を妥結させる方針を示し、マンディリ銀行やBRI（Bank Rakyat Indonesia）がフィリピン進出を検討していることを明らかにした。

なお、ABIFの取り決めでは、ASEAN当初加盟5カ国は2018年までに他のASEAN当初加盟5カ国との間で1つ以上の2国間協定を締結しなければならない。また、2020年までにはASEAN10カ国がそれぞれ1つ以上の協定を締結する、あるいは締結にきわめて近い状態に至ることを求めている。

### 第3節 アジアに向かうクロスボーダーの銀行フローの動向

#### 1. BIS データによる分析

次に、アジア地域に向かう銀行フローの動向をBISのデータによって分析する（表5）。この表では、Consolidated Banking StatisticsのTable 4を用いて日本・中国・香港・韓国ならびにASEAN諸国に向かうフロー（total claims on an immediate counterparty basisを使用）を分析した。カンボジア・ラオス・ミャンマーは、金額が相対的に小さいため省略した。また、貸出側のBIS報告銀行に関しても、最近時点でアジアへの融資規模が相対的に小さい国（ブラジル・チリ・フィンランド・ギリシャ・アイルランド・メキシコ・パナマ・トルコ）は除外した。なお、このデータにはクロスボーダーのフローと現地での現地通貨建て融資の双方が含まれるため、両者を分別して分析する必要もあると考えられるが、本章では合算の分析のみを行った。分析時点は、2017年6月、2012年12月、2007年12月とした。

分析の結果、しばしば言及される点ではあるが、リーマン・ショック以降に欧州の銀行がアジア向けの融資規模を縮小したことが確認できた。欧州の銀行が全体に占める比率は、

29.0%から 14.1%に低下した後、16.0%に回復している。ただし、日本・韓国向けの融資の減少が大きく影響しており、ASEAN 向けはマレーシア以外では大きな減少がみられない点に注意が必要である。

表5 アジア10カ国・地域に対する銀行融資額の貸出国別内訳

(2017年6月) (100万ドル、%)

借り入れ国	貸出銀行の国籍								
	貸出額合計	英国以外の欧州	オーストラリア	カナダ	台湾	日本	韓国	英国	米国
日本	880,739	255,139	27,950	28,759	31,055	0	8,290	134,770	340,546
中国	1,169,041	117,565	25,101	10,431	35,342	70,877	25,293	159,165	85,516
香港	918,276	110,645	17,823	4,161	32,483	83,485	10,811	425,880	71,309
シンガポール	457,416	111,885	28,155	10,033	13,477	71,814	6,101	102,426	78,194
韓国	288,898	37,445	6,799	1,310	5,143	46,354	0	66,387	80,177
マレーシア	155,531	9,233	2,040	0	2,678	22,658	1,243	33,765	14,533
インドネシア	147,828	20,490	4,889	385	4,238	33,653	7,428	17,426	15,561
タイ	147,042	7,997	781	0	1,114	85,535	364	11,673	10,387
フィリピン	39,087	5,889	992	359	2,531	9,005	882	6,003	8,011
ベトナム	47,047	5,690	2,402	15	6,632	11,176	0	5,640	3,316
アジア合計	4,250,905	681,978	116,932	55,453	134,693	434,557	60,412	963,135	707,550
銀行の国籍ごとの比率	100.0	16.0	2.8	1.3	3.2	10.2	1.4	22.7	16.6
								上記以外	25.8

(2012年12月)

借り入れ国	貸出銀行の国籍								
	貸出額合計	英国以外の欧州	オーストラリア	カナダ	台湾	日本	韓国	英国	米国
日本	801,772	159,188	19,167	0	4,409	0	5,991	112,625	347,935
中国	733,151	69,208	17,875	0	24,067	62,377	19,311	142,149	70,605
香港	661,835	78,017	14,683	4,729	22,546	64,755	6,048	317,414	62,504
シンガポール	390,026	98,507	28,217	1,658	7,918	55,527	3,655	103,020	59,927
韓国	330,467	32,779	5,486	0	3,248	50,075	0	87,946	95,571
マレーシア	168,543	10,852	2,075	0	1,650	13,842	803	48,911	20,756
インドネシア	130,253	16,139	5,712	764	1,539	24,423	2,658	22,425	17,284
タイ	105,788	4,510	339	0	1,289	40,776	473	14,042	13,710
フィリピン	43,092	5,778	2,591	467	1,341	5,623	865	10,030	9,824
ベトナム	33,067	5,023	2,640	0	3,231	5,483	0	5,285	2,265
アジア合計	3,397,994	480,001	98,785	7,618	71,238	322,881	39,804	863,847	700,381
銀行の国籍ごとの比率	100.0	14.1	2.9	0.2	2.1	9.5	1.2	25.4	20.6
								上記以外	24.0

(2007年12月)

借り入れ国	貸出銀行の国籍								
	貸出額合計	英国以外の欧州	オーストラリア	カナダ	台湾	日本	韓国	英国	米国
日本	758,265	314,073	1,668	4,121	4,301	0	0	116,701	123,137
中国	275,447	56,780	3,369	2,476	1,956	33,068	0	60,566	27,109
香港	374,720	81,065	5,240	4,182	11,416	43,994	0	167,940	21,367
シンガポール	250,896	87,629	5,455	0	5,354	39,160	0	54,329	34,039
韓国	374,542	77,051	2,270	4,260	5,584	29,832	0	91,380	73,903
マレーシア	110,247	17,709	109	0	1,012	8,477	0	29,074	13,096
インドネシア	66,740	18,282	512	268	619	9,606	0	7,645	9,546
タイ	54,934	7,521	81	0	1,134	17,373	0	8,041	5,545
フィリピン	30,960	6,764	343	71	1,258	3,817	0	5,099	4,884
ベトナム	14,931	3,293	356	0	1,618	1,797	0	3,440	1,425
アジア合計	2,311,682	670,167	19,403	15,378	34,252	187,124	0	544,215	314,051
銀行の国籍ごとの比率	100.0	29.0	0.8	0.7	1.5	8.1	0.0	23.5	13.6
								上記以外	22.8

(注)英国以外の欧州には、オーストラリア・ベルギー・フランス・ドイツ・イタリア・オランダ・スペイン・スウェーデン・スイスを含む。それ以外の欧州諸国および南米等の諸国は、金額が小さいため、分析から除外した。

(資料) BIS, Consolidated Banking Statistics (Table B4)

アジア域内の銀行による融資の比率を、オーストラリア・台湾・日本・韓国の比率および各時点の表の右下にある「上記以外」の比率の合計と仮定すると、2007年から順に33.2%、39.7%、43.4%となり、域内統合が進んでいることになる。もちろん、「上記以外」には分析に際して除外した欧州や南米の国の銀行も含まれるが、それらによる融資額は非常に小さいことから、「上記以外」に含まれる銀行の大半は、データを公表していない報告銀行国である香港とシンガポールの銀行、ならびに報告銀行国に所在するその他のアジア諸国の銀行であると判断される<sup>5</sup>。したがって、域内比率に関する誤差はそれほど大きくないと考えられる。

全体の貸出額が過去10年間で約1.8倍に増加している中で、英国以外の欧州の金額はほとんど変化していない。これをその他の諸国が埋め合わせていることになるが、貸出額の増加率が特に高いのはオーストラリア・カナダ・台湾であり、最も劇的であったのはオーストラリア（約6.0倍）である。

ただし、借り入れ国の中に自国が入っているために増加率が抑制されている日本が、金額の伸びではこれらの国に比較して圧倒的に大きい。英国・米国も金額は大幅に増加しているが、融資先としては日本・中国・香港・シンガポール向けが伸びている。これに対し、シンガポール以外のASEAN諸国向けの金額が最も伸びているのは日本である。

なお、2012年と2017年を比較すると、英国以外の欧州は2007年から2012年にかけて失った金額を取り戻す回復をみせ、全体に占める比率も約2%上昇した。これに対し、英国・米国は伸びが小さく、全体に占める比率はいずれも大幅に低下しており、勢力図はやや変化したといえよう。

## 2. 邦銀のアジア向けビジネス拡大の状況

邦銀は、1997年の通貨危機の1~2年前からアジアに対する融資を急速に縮小した。2000年代半ば以降、日本国内での業績が回復し始めるとともにアジア向けビジネスは緩やかに回復したが、本格的に伸びたのはリーマン・ショック以降である。先進国の景気が伸び悩む一方でアジア地域の経済が中国に牽引されて高成長を維持したことが安倍政権の成長戦略におけるアジア重視につながり、アジア向けの銀行ビジネスが拡大する背景となった。

その内容も、従来は現地に進出した日系企業を相手とする取引が中心であったが、次第に現地の大企業の比率が高まり、さらに最近では現地の中小企業や個人が視野に入ってきている。しかし、中小企業や個人との取引を広げることは、相手の信用リスクが高いことや現

---

<sup>5</sup> ASEAN+3 Macroeconomic Research Office (AMRO) [2015]も同様の分析を実施しており、リーマン・ショック以降、域内の銀行、特にマレーシア・シンガポール・香港の銀行の域内に対する融資の伸びが、その他のBIS報告銀行の伸びを上回っていると指摘している（同報告書の13ページの下部を参照）。

地での邦銀の知名度の向上が求められることなどから容易ではない。そのため、国内の金融機関との提携や出資・買収の動きも増加してきている。

例えば、三井住友銀行では、従来の「ジャパン・セントリック」から「アジア・セントリック」への転換を掲げ、アジアにおける取り組み強化を打ち出し、本部組織の大幅な変更を実施している。主なアジア戦略として、①既存ビジネスの強化、②中堅企業取引への参入、③トランザクション・バンキングの強化、④マルチフランチャイズ戦略や国別戦略の推進、⑤事業基盤の強化（経営体制など）、があげられる。

このうちマルチフランチャイズ戦略とは、各国の金融機関に対する出資・買収によって事業を多角化する戦略を意味する。具体的には、インドネシアの BTPN（40%出資）、ベトナムのエグジムバンク（15%出資）、カンボジアのアクレダ・バンク（12.25%出資）、香港の東亜銀行（17.42%出資）<sup>6</sup>などに出資を行い、関係を強化している。

ASEAN 地域における拠点ネットワークに関しては後述するが、それ以外にも中国・香港・韓国・モンゴル・インド・オーストラリアに拠点を展開している。ASEAN 地域における最近の拠点開設としては、ヤンゴン支店（2015年4月）、マニラ支店（2015年9月）がある。

#### 第4節 ASEAN 諸国の銀行による域内拠点展開・出資の動向

##### 1. 域内における拠点展開の動向<sup>7</sup>

ASEAN 諸国の銀行部門においては、外国銀行の参入に対して参入形態（出資、現地法人の設立や支店の開設による拠点展開など）・出資比率・ビジネスの範囲などの制限が設けられているものの、総じてみれば開放的である。

例えば参入形態についてみると、マレーシアで支店の設立が認められないこと以外には、目立った禁止項目はない。このため、グローバルにビジネスを展開する銀行ばかりでなく、アジアの銀行も域内における拠点展開を拡大している（表6）。

この表の中のグローバル3行は ASEAN6 カ国（当初加盟5カ国とベトナム）で活発に業務を展開しているが、CLM 諸国のカバーはやや手薄である。邦銀は前述の通りメガ3行ともアジア業務に注力しており、ASEAN 全域を視野に入れているとみられる。一方、中国の銀行に関しては、もともと国際業務を担当してきた中国銀行は ASEAN をフルにカバーしており、中国最大手の中国工商銀行（ICBC）もこれに追随しているが、それ以外の銀行の国際展開はまだこれからのように見受けられる。

域内の銀行についてみると、ASEAN への注力が顕著に認められるのは、シンガポールの

<sup>6</sup> 出資比率はウェブサイト等の情報によるため、直近では変化している可能性がある。

<sup>7</sup> 域内での拠点展開および出資の動向に関しては、ASEAN+3 Macroeconomic Research Office (AMRO) [2015]、11～15 ページを参考とした。

表6 ASEAN諸国における各国銀行の拠点

	ブルネイ	カンボジア	インドネシア	ラオス	マレーシア	ミャンマー	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム	支店・現地法人のある国数
グローバル	HSBC	支店	×	現地法人	×	×	支店	支店	支店	現地法人	7
	Standard Chartered	支店	事務所	支店	事務所	事務所	支店	支店	支店	支店	7
	Citibank	×	×	支店	×	×	支店	支店	支店	支店	6
中国	Bank of China	香港法人の支店	支店	支店	現地法人	事務所	支店	支店	現地法人	支店	9
	ICBC	×	支店	現地法人	支店	支店	×	支店	現地法人	支店	8
	China Construction Bank	×	×	×	×	×	×	支店	×	支店	2
日本	三菱東京UFJ	×	事務所	支店	支店	支店	支店	支店	現地法人	支店	7
	みずほ	×	出張所(注)	現地法人	×	支店	支店	支店	支店	支店	7
	三井住友	×	事務所	現地法人	×	支店	支店	支店	支店	支店	7
インドネシア	Bank Mandiri	×	×	×	×	×	×	支店	×	×	1
	Bank Rakyat Indonesia	×	×	×	×	×	×	支店	×	×	1
	Bank Central Asia	×	×	×	×	×	×	事務所	×	×	0
マレーシア	Maybank	支店	支店	現地法人	支店	支店	現地法人	支店	現地法人	支店	9
	CIMB	支店	現地法人	現地法人	タイ法人の支店	事務所	×	支店	現地法人	現地法人	7
	Public Bank	×	現地法人	×	支店	×	×	×	×	現地法人	3
フィリピン	BDO Unibank	×	×	×	×	×	×	事務所	×	×	0
	Metrobank	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0
	Bank of the Philippine Islands	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0
シンガポール	DBS	×	×	現地法人	×	事務所	事務所	×	事務所	支店	3
	OCBC	×	×	現地法人	×	支店	×	×	支店	支店	5
	UOB	支店	×	現地法人	×	支店	支店	支店	現地法人	支店	7
タイ	Bangkok Bank	×	支店	支店	支店	支店	支店	支店	×	支店	8
	Siam Commercial Bank	×	現地法人	×	支店	事務所	×	支店	×	支店	4
	Kasikorn Bank	×	支店	事務所	現地法人	事務所	×	×	×	事務所	2

(注)バンコク支店の出張所。  
 (資料)各行ウェブサイトを(2018年2月7~9日アクセス) および/または 2016年度アニュアル・レポート



OCBC と UOB、マレーシアのメイバンクと CIMB、タイのバンコク銀行であろう。これら 3 カ国のそれ以外の上～中位行は、それに準ずると考えられる。

これに対し、ASEAN の残り 7 カ国の銀行に関しては、国際展開は相対的に遅れた状況であり、ASEAN 地域にも拠点はほとんどない。銀行の規模が小さく国際競争力が低いことや、母国で金融包摂が進んでおらずビジネス機会が豊富に残っていることなどが、国際展開が進みにくい理由と考えられる。インドネシアのマンディリ銀行がマレーシアから QAB に認定され、同国への本格進出を開始する模様であるが、これはまだ例外的な動きといえよう。

OCBC と UOB、マレーシアのメイバンクと CIMB、タイのバンコク銀行であろう。これら 3 カ国のそれ以外の上～中位行は、それに準ずると考えられる。

これに対し、ASEAN の残り 7 カ国の銀行に関しては、国際展開は相対的に遅れた状況であり、ASEAN 地域にも拠点はほとんどない。銀行の規模が小さく国際競争力が低いことや、母国で金融包摂が進んでおらずビジネス機会が豊富に残っていることなどが、国際展開が進みにくい理由と考えられる。インドネシアのマンディリ銀行がマレーシアから QAB に認定され、同国への本格進出を開始する模様であるが、これはまだ例外的な動きといえよう。

## 2. 域内における出資規制

ASEAN 地域では、1997 年の通貨危機後に国内銀行部門をリストラクチャリングするために出資比率の上限の大幅な引き上げが行われるなど、国内銀行に関する出資比率規制は次第に緩和される方向にある。

こうした規制緩和を背景に、域内では海外の銀行による国内銀行に対する出資・買収が活発に行われている。ASEAN+3 Macroeconomic Research Office (AMRO) のサーベイによれば、域内各国において外国銀行（外資が株式の過半を所有する銀行）の資産が銀行総資産に占める割合は、2007 年から 2013 年にかけてほぼ横這いで推移している。すなわち、国内銀行と外国銀行が資産規模の拡大においてほぼ拮抗していることになる。

出資に関する各国の規制に関し、相対的に緩やかな国から順にみると、まず、シンガポール・カンボジア・ラオスでは制限がなく、海外投資家は国内銀行の 100% 所有が可能である。マレーシアでも 100% 所有が可能であるが、2013 年に成立した金融サービス法およびイスラム金融サービス法において、健全性の基準と「マレーシアの最良の利益」(best interest of Malaysia) の基準を満たすこと、という但し書きが付けられている。

フィリピンでは、1994 年 5 月、IMF の提言により、外国銀行自由化法 (R.A. No.7721) が成立した。これにより、①国内銀行の株式を最大 60% まで取得する方法、②現地法人を設立する方法（株式取得は 60% まで）、③フル・バンキングを行う支店を設置する方法、のいずれかによる進出が可能となった。ただし、外国銀行の資産は、合計で国内銀行資産の 30% を上限とすることとされた。この規制変更により新たに 10 行が参入したが、1999 年以降は

「新規に参入する外資系金融機関の数を 10 行に制限する」旨の運用規定によって外国銀行による新規参入は実質的に禁止された。2014 年 7 月、銀行に関する外資規制が撤廃され、所有比率は 100%も可能となった。ただし、外国銀行の資産は、合計で国内銀行資産の 40%を上限とすることとされた。この規制変更により、新たな外国銀行による支店開設や 100%出資の現地法人設立が可能となった。

タイでは、2000 年代に国内金融機関に関する外資所有規制が緩和されている。25%までは認可が不要であり、さらに 2007 年の金融機関法により、49%までは中央銀行がケース・バイ・ケースで認可でき、それを超えると財務省に認可権限があることになった。

インドネシアでは、アジア通貨危機に際し、国有化された銀行の円滑な民営化を進めるために外資出資規制を緩め、1999 年に外資出資比率の上限が従来の発行済み株式の 49%から 99%に引き上げられた。その結果、国内商業銀行における外資の株主としてのプレゼンスはきわめて大きくなった。上位 15 行の中で、国有銀行 4 行と民間銀行 1 行を除いた 10 行はすべて外資系である。しかし、2012 年 7 月、中央銀行（Bank Indonesia）の対外開放政策のスタンスが一変し、銀行に対する単一株主の出資比率の上限を 99%から個人 20%、非金融法人 30%、金融機関 40%に引き下げた。この規制には出資者の投資適格格付けなどの条件も付されており、新規の出資を検討する外資にとって規制はかなり煩雑化した。今後、域内の銀行による相互進出の加速が見込まれる中で、小規模な国内銀行の競争力の維持を目指したものと理解できる。政策変更のきっかけは、シンガポールの Development Bank of Singapore（以下、DBS）がインドネシア第 6 位の商業銀行であるダナモン銀行の買収提案を行ったことであった。

ベトナムでは、WTO の規定に従い、2007 年以降、海外投資家に対する金融部門の開放が進められている。近年、銀行の不良債権問題が深刻化したことから、2014 年 1 月に外資の出資比率の上限が 5%引き上げられており、現状では、通常の出資の場合、単一の外国機関投資家は 20%が上限（中央銀行の認可が必要）、また外資合計で 30%が上限とされている。一方、銀行のリストラクチャリングに関連した特別なケースにおいては、首相の認可があれば 20%の制限を緩めることもケース・バイ・ケースで可能となっている。

これらの規制の下、インドネシア・タイ・ベトナム・カンボジアなどの銀行を主な対象として、シンガポール・マレーシア・日本・中国・香港・台湾・オーストラリア・英国などの銀行による出資が活発に行われている（第 5 節において詳しく述べる）。

### 3. 主要銀行の域内展開戦略

#### (1) DBS（シンガポール）

次に、ASEAN 地域への進出に注力するシンガポール・マレーシア・タイの主要銀行の動

きについて、個別に要点を述べる<sup>8</sup>。

まず、シンガポール最大手の DBS についてみる。DBS は国内外であらゆる商業銀行業務を展開している。ASEAN で最大の銀行であり、アジア地域の成長を牽引することを目標に業務を行っている。18 の市場に 280 を超える支店網を有する。ネットワークと技術力で国内志向の銀行を凌駕する一方、アジアに対する深い理解によってグローバルな金融機関に劣ることもないとしている。

とはいうものの、主な収入源は国内である。グループ収入の地域別内訳は、国内 66%、中華圏 (Greater China) 25%、南・東南アジア・その他 9%、となっている。国内で多くの大企業や政府系企業を顧客としており、収益を上げている。また、ポストバンク (郵便貯金) を買収しており、消費者ビジネスにも強みを持っている。預金残高はシンガポール最大であり、資金調達コストが低く抑えられている。

国内支店・ATM は 2,300 を超える。中華圏では、フランチャイズである香港に 50 支店を置く。中国では 2007 年に現地法人を設立し、10 の主要都市に 29 支店を置く。台湾では 2012 年に現地法人を設立し、43 支店を有する。

インドでは、12 都市に 12 支店を展開する。インドネシアでは現地法人を設立し、11 都市に 39 の支店を置いている。その他の ASEAN では、マレーシア・ミャンマー・フィリピン・タイに駐在員事務所 (マレーシアにはラブアン支店あり)、ベトナムにホーチミン支店がある。総じて、ASEAN 展開では国内他行に遅れている感が否めない。

2016 年 10 月には、オーストラリアの ANZ 銀行より、シンガポール・インドネシア・香港・中国・台湾のウェルス・マネジメント部門およびリテール部門を買収することを発表した。インドネシアではダナモン銀行の買収に失敗しているが、こうした参入規制に買収で対応する動きともいえる (ANZ 銀行のインドネシアの顧客数は 50 万人に近い)。

## (2) OCBC Bank (シンガポール)

OCBC は 1932 年に設立されたシンガポールで最も古い銀行であるとともに、ASEAN で第 2 位の銀行である。コア・ビジネスと位置付けているのは、通常の商業銀行業務に加えて、ウェルス・マネジメント業務ならびに保険業務である。

主要な市場としてとらえているのは、シンガポール・マレーシア・インドネシア・中華圏である。18 カ国・地域に 610 を超える支店・駐在員事務所を置いている。特にインドネシアには現地法人を置き、330 以上の支店・事務所を構えている。また、香港では 2014 年に Wing Hang 銀行を買収し、香港とマカオに 110 を超える支店・事務所を展開している。

各市場における目標として、シンガポールでは市場の支配的なポジションを目指す。マレーシアでは、イスラム金融も含めた業務展開により外国銀行の中でトップを目指す。インド

---

<sup>8</sup> 以下の記述は、各行のウェブサイトやアニュアルレポートを主に参考としている。また、シンガポールの銀行に関しては、2016 年 11 月に研究会メンバーの一部により実施した同国への出張におけるヒアリングの成果も生かしている。

ネシアでは、10 位以内の国内銀行となることを目指す。中華圏では、クロスボーダー業務（貿易・資本フロー関連等）に注力してプレゼンスを高めることを目指す。

マレーシアでは、過去数十年にわたり、資産・ネットワーク等に関して外国銀行では最大級の現地法人を運営している。また、その子会社として OCBC Al-Amin を置き、フル・レンジのイスラム銀行サービスを提供している。同国では、国際プロジェクト・ファイナンス業務や中小企業金融業務で高い評価を受けている。

インドネシアでは、2004 年 4 月に Bank NISP に出資し、その後出資比率を 85%に高めて OCBC NISP とした（前述の現地法人とは同行を指す）。また、2012 年 11 月には国内証券会社を買収して OCBC Sekuritas とし、現在はジャカルタとスラバヤに事務所を有する。この銀行と証券会社を通じて、個人・企業に対する広範囲の銀行・証券サービスを提供している。

さらに、ミャンマーではフル・バンキング・ライセンスを取得し、貿易金融やプロジェクト・ファイナンス関連業務に注力している。

OCBC も DBS と同様にウェルス・マネジメント業務を重視しており、2016 年 4 月には英バークレイズの香港・シンガポールにおけるウェルス・マネジメント部門の買収を発表し、同年 11 月末に買収を完了した。拡大するアジアの富裕層市場でシェアの拡大を狙う動きといえる。

### (3) United Overseas Bank (UOB) (シンガポール)

UOB は、世界恐慌直後の 1935 年に企業を支援することを目的に設立された。DBS や OCBC と異なり、純粋の民間銀行である。世界の 19 カ国・地域に 500 以上の支店・事務所を有する。アジアでは、現地法人が中国・インドネシア・マレーシア・タイにあり、その他の国にも支店・事務所がある。

支店・事務所数をアジア地域についてみると、中国 21、日本 2、韓国 1、台湾 3、香港 3、オーストラリア 4、ブルネイ 2、インドネシア 180、マレーシア 47、フィリピン 1、シンガポール 74、タイ 155、ベトナム 1、ミャンマー 2、インド 2 となっている。

国内では DBS の力が強く、OCBC や UOB の顧客には中小企業が多い。このような国内業務の難しさもあって、UOB はアジアの銀行になることを目指して域内にネットワークを拡大しており、シンガポール上位 3 行の中で ASEAN 重視の姿勢を最も強調しているといえる。96%の従業員がローカルであり、統合された東南アジアのネットワーク（integrated regional network）とグローバルなプレゼンスを通じて、域内でビジネスを行う顧客を結びつけるなど、クロスボーダーのニーズに応えることを目指している。一帯一路構想や AEC などの多国間の取り組みにより、貿易・投資・統合がアジアの成長のドライバーになると考えられている。

同行は顧客の直接投資に対するアドバイザリー部門（ジャパン・デスクを含む）を有しており、日本や欧州などの企業が東南アジアにビジネスを拡大する際の支援を行っている。EDB（Economic Development Board）などの官庁との関係を築き、顧客の進出手続きを円滑

化する業務を行っているほか、域内での企業買収の助言なども行う。

例えば、2015年5月にヤンゴン支店を開設して以来、約2年間で、中国・香港・マレーシア・シンガポール・タイなどの企業による計6億ドル以上のミャンマー向け直接投資に関与している<sup>9</sup>。

#### (4) Maybank (マレーシア)

メイバンクはマレーシアで最大の銀行であり、1960年に設立された。当初より近隣諸国での業務を展開しており、1960年には早くもブルネイとシンガポールに支店を開設した。現在は20カ国に2,400以上のオフィスを構えており、ASEAN10カ国すべてに拠点を有する唯一の銀行となっている。

ブルネイは1960年に設立された同行初の支店であり、現在は2店舗がある。カンボジアでは、1993年に支店を設立した。多くのマレーシア・シンガポール企業が同国でのインフラ開発やサービス業に携わっていることから、現在は12支店が設けられている。すべての業務は米ドル建てで行われている。2012年4月には、同国に対する長期的なコミットメントに基づき、現地法人（Maybank (Cambodia) Plc.）を設立した。

ラオスでは2012年11月に1店舗目、2016年3月に2店舗目の支店が開設され、個人・企業向けに広範囲の商業銀行業務が行われている。ミャンマーではマレーシアの銀行の中で唯一、銀行免許を与えられ、2015年10月に支店を開設し、トランザクション・バンキングや企業融資に注力している。ベトナムでは、1995年にハノイに現地法人、ホーチミンに支店を設立した。

シンガポールでは、1960年12月に業務を開始した。現在は21支店を展開しているほか、投資銀行業務や資産運用業務を行う関連会社も存在する。フィリピンでは、1997年に現地法人（MPI : Maybank Philippines, Inc.）を設立し、2000年8月には同国の外国銀行で初めて、所有比率をほぼ100%とした。MPIはメトロマニラに30店舗、ルソン・ビサヤ・ミンダナオに49店舗を展開している。

インドネシアでは、1959年に設立されたPT Bank International Indonesia Tbk（BII）に出資し、2008年には子会社等を通じて所有比率を97.5%とした。名称もPT Bank Maybank Indonesia Tbkに変更し、現在は同国に428店舗を展開している。また、2010年10月には、イスラム銀行の現地法人を設立した。

#### (5) CIMB (マレーシア)

同行はASEANのリーディング・カンパニーになることをビジョンとしており、ASEANの統合を加速し、同地域の世界との結びつきの強化を支援するとしている。世界15カ国に進出し、ASEAN地域では1,000を超える店舗を展開し、同地域で最大のリテール・バンキングのネットワークを持っている。

---

<sup>9</sup> 2017年4月17日付の同行プレスリリースによる。

ブルネイでは、2005 年以降、投資銀行業務や助言サービスを提供し、同国経済の多様化を支援している。カンボジアでは、2010 年 11 月に支店を設立した。ラオスでは、2014 年 8 月に同行タイ法人の支店としてビエンチャン支店を開設し、同国において 35 行目の商業銀行となった。ミャンマーでは 1994 年に駐在員事務所を開設し、同国に進出するマレーシア企業にリエゾンと助言のサービスを提供している。ベトナムでは、2016 年、ハノイに 100% 所有の現地法人を立ち上げた。同国では、ASEAN のリーディング・バンクとしての地位を固めるとともに同国の銀行業の水準向上に尽力し、顧客の国内および地域内でのニーズに応えたいとしている。

シンガポールでは、1947 年に業務を開始した。2005 年には、国内証券会社を買収している。同行の域内でのネットワークをフルに活用し、イスラム金融を含めた革新的な金融サービスを提供したいとしている。

インドネシアでは、現地法人として CIMB Niaga を有する。同行は、国内に 585 店舗を展開する同国第 5 位の銀行となっている。また、1991 年にはジャカルタに証券現地法人を設立し、投資銀行・証券業務関連サービスを提供している。同社は企業および個人向けの業務を行い、スラバヤ・バンドン・ジャカルタに個人向けの営業店舗を開設している。

タイでは、CIMB Thai が同国で第 10 位の商業銀行となっている。前身である Bank Thai は、1998 年 8 月に 14 の金融機関の統合により設立された。2009 年 3 月以降、所有比率は 93.15%となっている。また、証券現地法人も設けられ、投資銀行業務を行っている。

#### (6) Bangkok Bank (タイ)

バンコク銀行は 1944 年に設立された東南アジアを代表する銀行の一つであり、国内の 1,157 店舗に加え、15 カ国に 32 の拠点を有する。具体的には、米国 1、英国 1、香港 2、台湾 3、中国 6、日本 2、シンガポール 1、マレーシア 5、インドネシア 3、フィリピン 1、カンボジア 1、ラオス 2、ミャンマー 1、ベトナム 2、ケイマン 1、である。これらのほとんどは支店であるが、中国とマレーシアは現地法人である。中国に現地法人を有するタイの銀行はバンコク銀行のみであり、同社には上海・北京など 6 支店がある。

AEC の創設に伴い、日本や中国などから ASEAN 地域への直接投資が急増している。また、タイから CLMV 諸国への投資も増えている。これらの国際業務を拡大する顧客にサービスを提供することが、バンコク銀行の役割である。こうした業務を円滑に行う目的から、邦銀 27 行とパートナー契約を結んでいる。また、中国は ASEAN にとって最大の貿易相手国であることから、バンコク銀行は国内の中国企業担当チームと中国の現地法人の連携により、中国の投資家をタイに呼び込むことに注力している。

一方、タイから ASEAN 地域へ進出しようとする同国内の企業や起業家に対して情報提供などの多様な支援を行う AEC ビジネス・リーダー・プログラムを立ち上げている。さらに、すべての域内諸国に同日送金を行う仕組みを導入している。

同行は、インドネシアにおける活動により、2016 年に 2 年連続でインドネシアの銀行業

界誌から「インドネシアで最も優れた外国銀行」に選ばれた。タイとインドネシアの顧客のために活動し、規模と収益を拡大していることが評価された。

今後も、AEC の発展に関わる企業活動を支援するとともに、連結性を向上させるためのインフラ整備なども重視していくとしている。地域統合、都市化、デジタル化などのトレンドをフォローして顧客へのサービス提供に努めるとしている。

## 第 5 節 外国銀行の進出を受け入れる国の動向

### 1. 外国銀行のプレゼンス

第 3 節で用いた BIS データの **Total Claims on an Immediate Counterparty Basis** の合計値を GDP や国内信用と対比させたものが表 7 である。ここでは特に貸出額合計と国内信用の比率に注目する。国際金融センターである香港・シンガポールを除くと、マレーシア・インドネシア・タイ・ブルネイ・カンボジアなどでこの比率が高くなっている。日本や中国の比率と比較すれば、これらの国では外国銀行への依存度が相対的に高く、そのプレゼンスがある程度大きいものと考えられる。

2012 年 12 月と 2017 年 6 月を比較すると、この比率に総じて大きな変化はみられない。ただし、これは合計値による比率であるから、域内比率が上昇していることを考慮すればアジアの銀行の重要性は緩やかに高まっているものと考えられる。また、この期間に、タイ・カンボジア・ラオス・ミャンマーにおいて比率が上昇している。特に CLM 諸国の上昇幅が大きく、これらの国では国内において外国銀行の果たす役割が大きく高まったとみられる。

表7 アジア14カ国・地域に対する銀行融資額の対GDP比率と対国内信用比率

(2017年6月)

借り入れ国	貸出額合計 (100万ドル)	名目GDP (10億ドル)	国内信用 (10億ドル)	貸出額合計/ GDP (%)	貸出額合計/ 国内信用 (%)
日本	880,739	4,936.5	11,980.2	17.8	7.4
中国	1,169,041	11,232.1	23,022.5	10.4	5.1
香港	918,276	320.9	668.7	286.1	137.3
シンガポール	457,416	297.0	383.4	154.0	119.3
韓国	288,898	1,411.0	2,190.6	20.5	13.2
マレーシア	155,531	296.5	392.4	52.4	39.6
インドネシア	147,828	932.4	389.3	15.9	38.0
タイ	147,042	407.1	507.6	36.1	29.0
フィリピン	39,087	304.9	184.7	12.8	21.2
ベトナム	47,047	201.3	284.6	23.4	16.5
ブルネイ	2,157	11.4	4.1	18.9	53.0
カンボジア	6,511	20.2	11.9	32.3	54.5
ラオス	1,913	15.8	8.6	12.1	22.2
ミャンマー	1,896	64.4	21.8	2.9	8.7

(2012年12月)

借り入れ国	貸出額合計 (100万ドル)	名目GDP (10億ドル)	国内信用 (10億ドル)	貸出額合計/ GDP (%)	貸出額合計/ 国内信用 (%)
日本	801,772	6,203.2	13,827.7	12.9	5.8
中国	733,151	8,570.4	12,807.5	8.6	5.7
香港	661,835	262.6	464.1	252.0	142.6
シンガポール	390,026	289.2	281.0	134.9	138.8
韓国	330,467	1,222.8	1,935.5	27.0	17.1
マレーシア	168,543	314.4	409.9	53.6	41.1
インドネシア	130,253	919.0	342.0	14.2	38.1
タイ	105,788	397.6	480.5	26.6	22.0
フィリピン	43,092	250.1	131.4	17.2	32.8
ベトナム	33,067	155.6	163.4	21.3	20.2
ブルネイ	4,509	19.0	2.4	23.7	191.9
カンボジア	1,411	14.0	5.3	10.0	26.8
ラオス	555	10.2	4.1	5.4	13.6
ミャンマー	329	59.7	10.6	0.6	3.1

(資料) BIS, *Consolidated Banking Statistics* (Table B4), IMF, *World Economic Outlook Database* (GDP), Asian Development Bank, *Key Indicators 2017* (国内信用)

## 2. 受け入れ国の状況やスタンス

ASEAN 諸国では、域内（特にシンガポール・マレーシア）やその他のアジア（日本・中国・香港・台湾・韓国・オーストラリアなど）の銀行による拠点の開設や国内銀行に対する出資の拡大がみられ、これらの銀行のプレゼンスが高まっている（表 8）。以下では、受け入れ国の状況に関する概要を述べる。



表8 ASEAN地域における地場銀行への出資事例

インドネシア	Bank CIMB Niaga Bank International Indonesia(BII) Bank OCBC-NISP Bank UOB Indonesia Halim International PT Bank Tabungan Pensiunan Nasional	CIMB Group Sdn Bhd, Malaysia (96.92%) Maybank, Malaysia (97.4%) OCBC, Singapore (75%) UOB, Singapore (99%) ICBC, China (90%) SMBC, Japan (40%)
マレーシア	AMMB Holdings Affin Holdings	ANZ, Australia (23.8%) Bank of East Asia, Hong Kong (23.5%)
タイ	BankThai / CIMB Thai Bank ACL Bank / ICBC(Thai) Nakornthon Bank / Standard Chartered Bank (Thai) Bank of Asia / UOB (Thai) Bank of Ayudhya	CIMB Group Sdn Bhd, Malaysia (~93%) ICBC, China (97.24%) Standard Chartered, England (99.87%) UOB, Singapore (99.66%) BTMU, Japan (72.01%)
カンボジア	SCB Bank / CUB (Cambodia) OSK Indochina Bank / RHB Indochina Bank ACLEDA Bank	Cathay United Bank Ltd., Taiwan (100%) RHB Capital Group, Malaysia (100%) SMBC, Japan (12.25%)
ベトナム	VietComBank VietInBank EximBank TechComBank AnBinhBank PhuongNamBank	Mizuho, Japan (15%) BTMU, Japan (19.73%), IFC (8.03%) SMBC, Japan (15%) HSBC, U.K. (19.41%) Maybank, Malaysia (20.04%) UOB, Singapore (20%)

(資料)ASEAN+3 Macroeconomic Research Office (AMRO) [2015], p.15.

まず、インドネシアでは、120 行の商業銀行のうち約 40 行に外国銀行が出資しており、前述の通り、上位 15 行のうち 10 行が外資系となっている<sup>10</sup>。カンボジアの銀行部門においても、外国銀行のプレゼンスが大きい<sup>11</sup>。

タイでは、2007 年の自由化以降、出資が増えており、2009 年にマレーシアの CIMB が BankThai (商業銀行第 9 位) に 93%出資したほか、2010 年には UOB、ICBC、スタンダード・チャータードなども 90%を超える出資を行っている。2013 年には、三菱東京 UFJ 銀行が第 6 位 (2012 年末時点) のアユタヤ銀行に 72%の出資を行った。出資額 1,706 億バーツ (56 億ドル) は、タイの銀行の買収額としては史上最大であった。

ベトナムでは、約 40 行の銀行のうち 10 行に外銀が出資しており、日本のメガ 3 行に加えて UOB やメイバンクが戦略投資家となっている。

次に、外国銀行の受け入れに関するフィリピンの事例について、やや詳しくみる。2016 年末現在、フィリピンにおける外国銀行は 25 行となっている (ユニバーサル・バンク 6 行、商業銀行 16 行、貯蓄銀行 3 行)。このうち 6 行は 2014 年に参入規制が緩和されたことを受けて 2015 年以降に新規参入した銀行であり、その国別内訳は日本 1 行 (三井住友銀行)、台湾 3 行、韓国 2 行、となっている。参入規制緩和の効果は着実に表れているといえよう。

<sup>10</sup> 以下の記述は、ASEAN+3 Macroeconomic Research Office (AMRO) [2015]を参照した。

<sup>11</sup> ASEAN+3 Macroeconomic Research Office (AMRO) [2015] (45 ページの表) によると、カンボジアにおいて外国銀行の資産が銀行総資産に占める比率は、2013 年に 52%となっている。

フィリピンに進出している外国銀行の大半は、アジア太平洋地域から来ている（表 9）。今後、ASEAN 金融統合が進めば QABs の参入（要件を満たした域内の銀行による域内での相互参入）が増えることが予想され、この傾向は持続するであろう。なお、2016 年 4 月には、三菱東京 UFJ 銀行がセキュリティ・バンクに対する 20%の出資を行っている。

表9 フィリピンに進出している外国銀行の国別内訳(2016年末)

アジア	17	オーストラリア	1
		中国	1
		日本	3
		韓国	4
		マレーシア	1
		シンガポール	1
		台湾	5
		タイ	1
欧州	5	ドイツ	1
		オランダ	1
		英国	3
北米	3	米国	3

(資料) Bangko Sentral NG Pilipinas, *A Status Report on the Philippine Financial System, Second Semester 2016*, p.25.

フィリピン国内の上位行は大半が有力財閥の所有であり、銀行総資産における外国銀行のシェアは低い。近年は、2014 年 9.3%、2015 年 8.2%、2016 年 7.8%と低下が続いている。中央銀行 (BSP) は、国際金融情勢が不安定であることが減少の原因であると説明している。前述の通り、外国銀行が占める比率の上限は 40%であるが、現状はそれには程遠い水準となっている。

なお、外国銀行が果たしている役割について、中央銀行は次のように積極的に評価している。第 1 に、外国銀行は対内資本フロー（直接投資、証券投資）の経路となる。海外の顧客による国債投資や PPP などに関与するほか、投資ガイドの作成なども行っている。第 2 に、融資・助言・証券発行の引き受け・決済システムなど、多様な金融サービスを国内顧客に提供する。第 3 に、国内の失業者の削減に貢献する。雇用する従業員の数も多く、そのほとんどがフィリピン人である。従業員は、金融技術の習得によって専門性を高めることができる。

もちろん、外国銀行の参入に対しては懸念もある。フィリピンは人口が多く、金融包摂も進んでいないため、リテール・ビジネスの機会は多く残されていると考えられる。インドネシアも、同様の状況にある。これらの国ではフィンテックにより金融包摂を促進しようとする動きがみられるが、これに関しては、近い将来、銀行統合が進んで競争が激化するのではないかという懸念が推進要因の一つになっていると考えられる。

また、外国銀行のプレゼンスが急速に高まっている CLM 諸国では、金融システムの健全性の維持に問題が生じる懸念がある。IMF [2017]は、ミャンマーに多くの外国銀行が参入して民間銀行のバランスシートが拡大したために健全性規制が市場の発展に追いつかない状況となっていることを指摘し、金融監督機能が十分に強化されるまで民間銀行の免許の新規発給を停止することを提言している。

おわりに

途上国の銀行が海外進出を拡大する中で近隣諸国に優先的に進出しているのは世界的な傾向であるが、アジアでは AEC の構築に伴って ASEAN 金融統合が政策的に進められており、その一環として ABIF の枠組みの下で QABs を相互認証するプロセスが進行している。今のところこれは着実に進んでいるが、QABs がどの程度実効性を伴うものとなるかは、現段階では不透明である。

域内の銀行が QABs になることでどの程度のベネフィットを得られるかは、自行の競争力や相手国の経済・金融情勢に依存する。QABs になったとしても、競争力が低ければ不利になる可能性がある。これを回避するために QABs の資格を厳格化するとしているが、そのこと自体、各国の上位行とそれ以外の銀行を区別することになる可能性がある。

また、QABs を国内銀行と平等に扱うとしているが、外国銀行に国内銀行と全く同じ規制を適用できるのか、不透明さが残る。さらに、銀行規制の調和や相対的な後発国の金融インフラ整備に関しては、容易には進まないことが懸念される。

次に、実態面に関してみると、BIS のデータから、リーマン・ショックの影響で欧州の銀行が弱体化してアジアでの活動を縮小したのに対し、域内の銀行がこれにとって代わる動きをみせたことが指摘できる。しかし、これを主に担っているのは域内の主要国（日本・中国・香港・台湾・韓国・オーストラリアなど）の銀行であり、ASEAN ではシンガポール・マレーシア・タイの上位行に限られる。特に、邦銀はアジアへの注力を強め、融資額増加の中心となっている。

シンガポール・マレーシア・タイの銀行の海外進出状況を個別にみると、ASEAN 重視の程度は銀行ごとに異なるものの、AEC の創設に伴って ASEAN 諸国の企業が域内でのビジネスを増やしており、域内諸国間の貿易・投資の拡大が見込まれることから、これをビジネス・チャンスとしてとらえている点では共通している。したがって、今後、域内での拠点開設や各国の国内銀行への出資・買収の動きは活発化することが予想される。

特に、経済成長の余地が大きい一方で金融サービスの供給が不足しているフィリピン・インドネシア・CLMV 諸国などが主な進出先となる。これらの国では、今後、リテール・ビジネスを中心に競争が激化するものと考えられ、フィンテックの活用による金融包摂の促進や金融サービスの向上が重要なポイントとなろう。また、CLM 諸国の金融システムの拡大

は急速であるため、金融安定の観点から健全性の維持に注力することが不可欠である。

今後、域内諸国がある程度高い経済成長を維持するとともに経済統合が進み、銀行統合が加速する可能性は高い。しかし、国ごとの金融発展度の格差は依然として大きく、これを小さくする努力が極めて重要である。格差が持続すれば、競争が激化する中で金融安定に関するリスクが高まる可能性が大きい。相対的な後発国の金融システム整備を支援することは、ASEAN 諸国のみならず、日本にとっても重要な課題であるといえよう。

域内の金融当局における政策対応としては、銀行に対する規制監督の強化が不可欠であることはいうまでもないが、加えて、競争政策のあり方が重要となろう。

以上をまとめると、ASEAN 銀行統合の進展を加速させるためには、第 1 に、QABs となる銀行が競争力を高めること、第 2 に、QABs の枠組みの前提となる金融規制の調和や相対的な後発国の金融インフラ整備を着実にを行うこと、第 3 に、QABs 以外の域内の銀行が国際競争力の向上を目指すこと、が必要になると考えられる<sup>12</sup>。

---

<sup>12</sup> 本章の作成に当たっては、(株)日本総合研究所調査部 熊谷章太郎副主任研究員にご協力いただいた。記して感謝したい。

[参考文献]

<日本語文献>

- 赤羽裕 [2016]「金融サービスと資本市場の統合」、石川幸一・清水一史・助川成也編著『ASEAN 経済共同体の創設と日本』、文眞堂。
- 赤羽裕 [2017]「ASEAN の通貨・金融問題の焦点：アジア通貨危機より 20 年を迎えて」、『世界経済評論』9月10日号。
- 伊藤恵子・奥田英信 [2016]「出張報告（タイ・マレーシア）」、財務省関税・外国為替等審議会第31回外国為替等分科会資料、5月9日。
- 清水聡 [2013]「進展するアジア金融統合と日本の戦略」、日本総研調査部『環太平洋ビジネス情報 RIM』Vol.13、No.51。
- 清水聡 [2014]「経済共同体の設立と ASEAN 諸国の金融資本市場」、日本総研調査部『環太平洋ビジネス情報 RIM』Vol.14、No.55。
- 清水聡 [2015]「ASEAN 金融統合の進展」、全国銀行協会『金融』第820号、7月。
- 林宏美 [2014]「アセアンにおける銀行への外資出資規制と最近の動き」、『野村資本市場クォーターリー』、Spring。

<外国語文献>

- ASEAN+3 Macroeconomic Research Office (AMRO) [2015] “Understanding Banking Supervisory Priorities and Capacities in ASEAN+3 Economies,” AMRO Thematic Study No. 01/2014, February 2015.
- ASEAN Secretariat [2015] “ASEAN Economic Community Blueprint 2025,” November 2016.
- Asian Development Bank (ADB) [2013] “The Road to ASEAN Financial Integration.”
- ADB [2017] *Asian Economic Integration Report 2017*.
- Bank of International Settlement [2014] “EME banking systems and regional financial integration,” CGFS Papers No.51, March 2014.
- Gochoco-Bautista, Maria Socorro and Eli M. Remolona [2017] “The Promises of Bank Integration in ASEAN: Is There a Catch?” in *ASEAN @50 Volume 5: The ASEAN Economic Community into 2025 and Beyond*, ERIA, September 2017.
- International Monetary Fund [2017] “Myanmar : Selected Issues,” IMF Country Report No.17/31, February 2017.
- Kurniati, Yati [2016] “ASEAN Banking Integration Framework,” Bank Indonesia, presentation material in Tokyo Japan, March 3-4.
- Ono, Yukako [2016] “Integration is slowly taking hold in ASEAN's banking sector,” *Nikkei Asian*

*Review*, November No. 21.

Remolona, Eli and Ilhyock Shim [2015] “The rise of regional banking in Asia and the Pacific,” *BIS Quarterly Review*, September 2015.

Singh, Datuk Rangit Ajit [2009] “ASEAN Capital Market Integration Issues and Challenges,” in *ASEAN: Perspectives on Economic Integration*, SR002, LSE IDEAS, June 2009.